いる区域に限る。）内の中高層耐火建築物又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するもの

七　その敷地内に建築基準法施行令第百三十六条第一項に規定する空地を有し、かつ、その敷地面積が同条第三項本文に規定する規模（同項ただし書の規定により、特定行政庁が別に規模を定めたときは、その規模）以上である中高層耐火建築物

八　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画において建築する建築物として定められたもの

（令第一条の三第一項第九号に規定する合理的土地利用耐火建築物等）

第三条の三　令第一条の三第一項第九号に規定する合理的土地利用耐火建築物等で主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　前条第一項に規定する耐火建築物等

二　都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物

三　前条第二項各号に掲げる建築物

四　前三号に掲げるもののほか、令第一条の三第一項第八号の規定による貸付けを受けて建設されたもの

（賃借人の資格）

第五条　法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ハの規定に該当するもの及び令第一条の三第一項第九号に掲げるもの（包括承継人を含む。以下「賃貸人」という。）のうち当該貸付金に係る住宅を法第十九条第一項第三号ハ(1)に掲げる者に対し賃貸する者（以下「一般賃貸人」という。）が賃貸する当該住宅の賃借人は、次の各号に該当する者でなければならない。

［一・二　略］

［2・3　略］

［条を削る。］

（賃借人の選定の特例等）

第十条　一般賃貸人は、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業をいう。第二十三条第一項第二号において同じ。）の施行に伴い自ら居住する住宅を失った者その他の特別の事情のある者で公庫が主務大臣の承認を得て定めるものの居住の用に供する住宅を賃貸する事業を行う者に対する法第十九条第一項第三号の規定による貸付けに係る賃貸しようとする住宅については、前四条の規定によらないで当該住宅の賃借人を選定することができる。

2　一般賃貸人（令第一条の三第一項第九号に掲げる者を除く。）は、令第一条の三第一項第八号に規定する資金の貸付けに係る合理的土地利用耐火建築物等内にある法第十九条第一項第三号の規定による貸付けに係る賃貸しようとする住宅（前項又は次項に規定する住宅を除く。）については、その住宅の戸数の二分の一を超えない範囲内で公庫の承認を得た戸数について、前四条の規定によらないで当該住宅の賃借人を選定することができる。

3　一般賃貸人（令第一条の三第一項第九号に掲げる者を除く。）は、土地又は借地権を有する者が当該土地に耐火建築物等を建設する場合において、当該耐火建築物等内の住宅の建設について法第十九条第一項第三号に規定する貸付けに相当する貸付けに係る賃貸しようとする住宅については、その戸数の五分の一を超えない範囲内で公庫の承認を得た戸数について、前四条の規定によらないで当該住宅の賃借人を選定することができる。

4　［略］

（賃借人の選定の特例等）

第十条　一般賃貸人は、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業をいう。第二十四条第一項第二号において同じ。）の施行に伴い自ら居住する住宅を失った者その他の特別の事情のある者で公庫が主務大臣の承認を得て定めるものの居住の用に供する住宅を賃貸する事業を行う者に対する法第十九条第一項第三号の規定による貸付けに係る賃貸しようとする住宅については、前四条の規定によらないで当該住宅の賃借人を選定することができる。

2　一般賃貸人（令第一条の三第一項第十号に掲げる者を除く。）は、令第一条の三第一項第八号に規定する資金の貸付けに係る合理的土地利用耐火建築物等内にある法第十九条第一項第三号の規定による貸付けに係る賃貸しようとする住宅（前項又は次項に規定する住宅を除く。）については、その住宅の戸数の二分の一を超えない範囲内で公庫の承認を得た戸数について、前四条の規定によらないで当該住宅の賃借人を選定することができる。

3　一般賃貸人（令第一条の三第一項第十号に掲げる者を除く。）は、土地又は借地権を有する者が当該土地に耐火建築物等を建設する場合において、当該耐火建築物等内の住宅の建設について法第十九条第一項第三号に規定する貸付けに相当する貸付け（以下「土地担保貸付け」という。）に係る賃貸しようとする住宅については、その戸数の五分の一を超えない範囲内で公庫の承認を得た戸数について、前四条の規定によらないで当該住宅の賃借人を選定することができる。

4　［同上］

（賃借人の資格）

第五条　法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ハの規定に該当するもの及び令第一条の三第一項第九号に掲げるもの（包括承継人を含む。以下「賃貸人」という。）のうち当該貸付金に係る住宅を法第十九条第一項第三号ハ(1)に掲げる者に対し賃貸する者（以下「一般賃貸人」という。）が賃貸する当該住宅の賃借人は、次の各号に該当する者でなければならない。

［一・二　同上］

［2・3　同上］